

市内保育所（園）入所について

対象 令和6年4月2日時点で生後6か月から小学校就学前までの乳幼児で、保護者が就労していることなどの理由により、家庭で保育を受けることができない乳幼児

▼申込書の配布

10月2日(月)から子育て総合窓口(ウェルス幸手内)や市内の各保育所(園)で配布します。
市ホームページ(右記QRコード)でも取得できます。



保育所(園)入所申込みについて

▼保育所(園)の見学

入所を希望する保育所(園)には、10月2日(月)から11月30日(木)までの間に、保育所(園)に直接事前予約の上、見学してください。
また、簡単な面談を実施しますので、入所を希望するお子さんと一緒にお越しください。

▼申込書の受付

◎申込期間

一次申込 12月4日(月)から9日(土)まで ※9日は、申込書受付のみ行います。
二次申込 令和6年1月22日(月)から26日(金)まで ※定員に空きがある場合にのみ行います。

◎受付場所

子育て総合窓口(ウェルス幸手内)

▼事前申込制度

第一から第三保育所のみ、子どもが満1歳時点で保育所に入所できる事前申込制度が利用できます。事前申込は4月入所申込の一次申込期間のみ受付をしています。
詳細はお問い合わせください。

問合せ 子育て総合窓口 ☎(42)8457

名称/所在	電話(予約)
第一保育所/幸手 2265	☎(42)2220
第二保育所/吉野 450-9	☎(42)2555
第三保育所/円藤内 113	☎(43)4731
てんじん保育園/天神島 270-1	☎(42)2412
エール保育園/上吉羽 778-1	☎(38)9045
幸手きららの杜保育園/松石 495-3	☎(48)5230
トット保育園/天神島 254-1	☎(53)6287

令和6年度 放課後児童クラブ 入室説明会

働く保護者に良質な保育環境を提供するため、市内全小学校に放課後児童クラブ(学童保育室)を設置しています。

令和6年度に放課後児童クラブへの入室を希望する児童の保護者を対象に、右記のとおり各放課後児童クラブで入室説明会を行います。

詳細は、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

問合せ こども支援課
☎(42)8454・FAX(42)2130

説明会日時	クラブ名 / 説明会会場	問合せ
11月11日(土) 午後4時から	風の子 / さかえ小学校内	☎(42)7895
	たんぽぽ / 長倉小学校内	☎(43)5686
	あおぞら / 幸手小学校内	☎(44)2332
	たけのこ / 上高野小学校内	☎(43)5502
	ひまわり / 行幸小学校内	☎(43)0705
	たいよう / 西中学校内	☎(40)1018
	さいかち / 権現堂川小学校内	☎(53)6671
	いなほ / 吉田小学校内	☎(48)2373
	八代っ子 / 八代小学校内	☎(48)3132
	さくらにじいろ / さくら小学校内 児童館内	☎(31)9593

滞納整理強化期間

問合せ 納税課 ☎(43)1111 内線 154・FAX(43)1125

市税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。

大多数の人が納期限までに納付されていますが、一部の人は「滞納」している状況にあります。

税負担の公平性および税収入確保のため、幸手市を含む県内63市町村と埼玉県では、10月～12月を「滞納整理強化期間」とし、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

当市では、滞納者に対する催告、差押えの強化など、滞納の解消に向けた取組みを積極的に行っています。

▼令和4年度差押件数

預貯金	16件
生命保険	22件
給与	11件
年金	15件
その他	6件
合計	70件

◆税を「滞納」とすると

市では納期限を過ぎても納付の確認が取れない人に対して督促状や催告書などを郵送し、自主納付をお願いしていますが、その後も納付されない場合には、法律の規定に基づき預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金、不動産などの差押えによる滞納処分を行っています。

◆早めの納付を

差押えなどの滞納処分を受けまいよう、納期限内納付、早期納付にご協力をお願いします。また、市では開庁時間内に納税相談ができない人のために、休日納税相談や夜間納税相談を行っていますのでご利用ください。

※日程などについては、市ホームページや広報さつて「情報広場」でお知らせします。

◆安全で便利な口座振替を

納期限内納付のためにも、市税の納付方法を口座振替にしておけば、納付のし忘れも防げます。

口座振替は、各金融機関窓口もしくは市役所窓口などでペイジー口座振替受付サービスを利用して申請できます。

▼金融機関窓口での申込み

口座振替依頼書に必要事項を記入し、印鑑、預貯金通帳、納税通知書を持参の上、各口座振替取扱金融機関で手続きをお願いします。

▼ペイジー口座振替受付サービス

キャッシュカード、本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参の上、市役所(納税課・保険年金課)またはウェルス幸手(介護福祉課)で手続きをお願いします。

※手続き時に、キャッシュカードの暗証番号の入力が必要となります。

※各税目の納期限日に指定口座から引き落とします。

※通帳記帳時に、税額と相違ないか確認してください。

●スマートフォンでの納付

つぎのスマートフォン決済アプリで、市税の納付ができます。

・PayPay ・LINE Pay ・PayB ・FamiPay ・auPay
・d払い ・楽天銀行コンビニ支払サービス

●QRコードでの納付

「固定資産税・都市計画税」や「軽自動車税(種別割)」の納付書でQRコードが印刷されているものは、「地方税お支払いサイト」からクレジットカードやインターネットバンキングなどで納付ができます。

※スマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトから納付した場合、領収証書は発行されません。領収証書若しくは「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」が必要な場合は、金融機関またはコンビニエンスストアなどの窓口で納付してください。

○口座振替取扱金融機関やアプリの取得方法、納付の手順などの詳細は、市ホームページで確認してください。